

いよいよスタート！ スマホ申告



平成31年1月からスマートフォンを利用した所得税の確定申告、「スマホ申告」ができるようになります。

スマホ申告は、サラリーマンの副業増加などにより個人で確定申告をする人が増えている現状を踏まえ、納税手続きの簡素化を図る目的で導入されるサービスです。

給与所得者(年末調整済み)で、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除を適用する場合は見やすいスマホ専用画面で確定申告書作成ができるようになります。

スマホ申告の手順もパソコンによる申告と流れはほとんど同じです。国税庁ホームページから「確定申告書作成コーナー」に進み、「作成開始」をタップします。収入や控除額、名前、住所、マイナンバーなどを入力し、e-Taxで申告する場合はそのまま送信して申告が完了です。書面で申告をする場合は、保存したデータを自宅のプリンターやコンビニエンスストアなどで出力して郵送等で提出します。

e-Taxで申告をする場合の送信方式は、「マイナンバーカード方式」と「ID・パスワード方式」の2通りから選択できるようになります。マイナンバーカード方式では、ICカードリーダーでマイナンバーのデータを読み取ることで本人確認をする方法で、e-TaxのID(利用者識別番号)やパスワード(暗証番号)等の入力が不要になります。

マイナンバーカードもICカードリーダーも持っていない場合には、ID・パスワード方式を選択すればよいようになっています。事前に取得したIDとパスワードを入力することでスマホ申告を行うことができるというわけです。ただ、IDとパスワードは税務署で職員と対面による本人確認を行った上で発行するため、運転免許証等の本人確認書類を持参して事前に税務署に出向く必要があります。

なお国税庁では、このID・パスワード方式については、マイナンバーカード及びICカードリーダーが普及するまでの暫定的な対応であり、将来的にはマイナンバーカード方式に統一していきたい考えとのこと。

